

広島市告示第546号  
令和7年12月12日

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、令和7年12月12日から同月26日まで広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

整 理 番 号	路 線 名	起	点
		終	点
17758	東 1 区	東区馬木七丁目667番地18地先	
	5 1 8 号 線	東区馬木七丁目667番地40地先	
17759	安 佐 北 3 区	安佐北区可部東五丁目33番地地先	
	9 9 3 号 線	安佐北区可部東五丁目11番地地先	